

家庭的保育事業所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	株式会社 じい&みい
所在地	成田市松崎2018
電話番号	0476-26-6922

2 利用施設

施設の種類	家庭的保育事業所
施設の名称	家庭的保育園 にこ
施設の所在地	成田市松崎2018
連 絡 先	電話番号 090-4056-4405 / 0476-26-6922 FAX 0476-26-6922
管 理 者	清宮 照美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 4人 満1歳未満の児童 1人
開設年月日	令和7年8月1日
事業所番号	1040001138727

3 事業所の目的・運営方針

家庭的保育園 にこ(以下「当事業所」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当事業所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当事業所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	293.43m ²
	園 庭 (屋外遊戯場)	57.9m ²
園 舎	構 造	木造平屋建
	延べ床面積	46.37m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	1室	
調理室	1室	
沐浴設備	1室	
便所	1室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
家庭的保育者 兼 管理者	1	常勤職員
家庭的保育補助者	1	常勤職員
家庭的保育者	1	常勤職員
家庭的保育者	3	非常勤職員
調理員	1	非常勤職員

※当事業所では、「成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、条例の基準を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
家庭的保育者 兼 管理者	8:30～16:30 (時間外保育日 8:00～17:30)
家庭的保育補助者	8:30～16:30 (時間外保育日 8:00～17:30)
家庭的保育者	8:30～16:30 (時間外保育日 8:00～17:30)
調理員	10:00～12:30

※ローテーションにより、家庭的保育者等の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園とします。また、やむを得ない事情が生じた場合、臨時でお休みをいただくことがあります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から17時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8時から8時30分まで及び16時30分から17時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、特定の保育者による児童の特性に合わせたきめ細かい保育の提供を行います。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	14時30分頃	
1歳児	9時15分頃	11時15分頃	14時30分頃	
2歳児		11時15分頃	14時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

1 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当事業所にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当事業所は、以下の場合に保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から退園または転園の申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 連携施設

当事業所は、**吾妻保育園**と連携協力を行います。

運営主体	成田市
所在地	成田市吾妻2-7
連携内容	・保育に関する相談・助言 ・代替、合同保育の提供 ・卒園後の受け皿
電話番号	0476-27-5733

※当園卒園後は、吾妻保育園への入所が可能です。次の保育園（連携施設となっている吾妻保育園を含む）を希望される場合には、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。

1 2 嘱託医

当事業所は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科

医療機関の名称	いとうこどもクリニック
医 院 長 名	伊藤 けい子
所 在 地	成田市美郷台1-15-8
電 話 番 号	0476-20-3325

(2) 歯科

医療機関の名称	ハヤシダ歯科医院
医 院 長 名	林田 弘毅
所 在 地	成田市玉造7-24-1
電 話 番 号	0 4 7 6 - 27 - 8548

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談

要望・苦情等は、下記までお願いいたします。

苦情相談窓口	・受付時間 8:30 ～ 16:30 ・電話番号 0476-26-6922 FAX 同上 ・苦情窓口担当者 清宮 和彦 ・苦情解決責任者 清宮 照美
--------	--

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報警報器 有 ・消火器 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当事業所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	詳細は別にお知らせします。

1 7 当事業所におけるその他の留意事項

喫 煙	当事業所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、 政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 時間外保育に係る利用者負担金(実費徴収)

保育短時間認定に係る時間外保育料

延長30分につき100円

※延長が30分に満たない場合も100円とする。また、朝夕の通算は行わず、それぞれに費用が発生するものとする。

※当事業所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。

当事業所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名:家庭的保育園 にこ
説明者職名:管理者 氏名 清宮 照美

-
私は、本書面に基づいて 家庭的保育園 にこ の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所:
児童氏名 :
保護者氏名: 印
児童から見た続柄:

個人情報使用同意書

入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 連携施設その他教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育園・保育所）への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の施設との間で情報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

（あて先）

家庭的保育園 にこ 管理者 清宮 照美

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印